

## 業務No⑥ 再生可能エネルギー等を活用した持続可能な地域づくり調査

平成24年度 再生可能エネルギー等を活用した持続可能な地域づくり調査

### 特記仕様書（案）

#### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、国土交通省中部地方整備局が発注する「平成24年度 再生可能エネルギー等を活用した持続可能な地域づくり調査」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務における中部圏とは、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県とする。

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書 平成24年4月 中部地方整備局」（以下「共仕」という。<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm>）とする。

#### 第2条 業務目的

東日本大震災、その後の電力不足を契機に、エネルギーの安定的な供給が社会的要請となっており、中部圏においても、今後起こると予測されている大規模災害等に備えるため、再生可能エネルギーの活用による電力供給源の多様化や分散型エネルギーシステムの構築が喫緊の課題となっている。また、中部圏は我が国の中でも自動車への依存度が高い地域特性を有しており、地球温暖化への対応の観点から、再生可能エネルギー等の活用、次世代自動車への転換等が必要とされている。

本業務は、再生可能エネルギー等が様々な場面で効率的かつ効果的に活用された、低炭素で災害に強い都市・地域づくりのあり方や県・市町村等各主体の連携方策について検討を行い、中部圏の将来像を描くことで、中部圏広域地方計画のプロジェクトの一層の推進を図るものである。

#### 第3条 業務内容

1. 主な業務内容は、以下のとおりとする。なお、本業務において、「再生可能エネルギー」とは、太陽光、風力、水力（中小水力を含む。）、バイオマス、地熱、太陽熱、温度差熱、雪氷熱、海洋エネルギーその他未利用エネルギーをいう。

##### （1）業務計画

業務実施にあたり、業務の目的・趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書を作成する。

##### （2）先行事例の収集・整理

低炭素で災害に強い都市・地域づくりの一環として、再生可能エネルギーの活用、再生可能エネルギーを用いた自立分散型エネルギーシステムの構築及び先導的な環境負荷低減策の導入（以下「再生可能エネルギー等の活用」という。）を行っている全国や他国の先行事例について、既往文献等により幅広く情報収集し、分類等により分かりやすく整理する。また、収集した事例のうち、汎用性が高い事例（5件程度）については、その成功要因や課題についてのヒアリング調査を行う。

### （3）基礎的データの収集・分析

1) (4) の検討に必要な基礎的データとして、以下の a) ~ c) のそれぞれに該当する中部圏の代表的な都市・地域を各々選定の上、そのそれぞれについて以下の各項目の状況を既往文献等により調査し、再生可能エネルギー等の活用に向けた現状の課題を分析する。

#### （都市・地域の分類）

- a) 大都市都心及び地方都市の中心市街地
- b) a) 周辺の人口密集地（住宅団地、工業団地等）
- c) a) b) 以外の農山漁村・離島等の集落

#### （調査・分析項目）

- ・エネルギーの供給構造と消費構造
- ・水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、鉄道、病院、官公庁施設、避難所など安定的なエネルギー供給が必要となる施設（以下「重要施設」という。）の配置
- ・再生可能エネルギー供給施設の配置
- ・再生可能エネルギーの賦存量

2) (5) の検討に必要な基礎的データとして、中部圏の県・市町村等に対し、今後、都市・地域づくりの一環として再生可能エネルギー等の活用のための取組を行う意欲に関するアンケート調査を行う。

### （4）再生可能エネルギー等の活用による、低炭素で災害に強い都市・地域のあり方検討

(3) 1) の a) ~ c) に該当する中部圏の代表的な都市・地域ごとに、上記（2）及び（3）の調査結果や、再生可能エネルギー等の活用に関連する制度や技術革新等の最新の動向を踏まえつつ、国土づくりの観点から、以下の各項目について検討を行う。

この際、再生可能エネルギー等の活用に関する同 a) ~ c) の都市・地域における相互の役割・機能分担のあり方についても検討し、再生可能エネルギー等の活用による低炭素で災害に強い都市・地域のあり方を踏まえた中部圏の将来像を描く。

(検討項目)

- ・再生可能エネルギー等の活用方策とその効率的かつ効果的な組み合わせ
- ・重要施設と再生可能エネルギー供給施設との最適な配置

※ a) 大都市都心及び地方都市の中心市街地においては、そのエネルギー消費量が相対的に大きいという点を踏まえて、検討する。 b) a) 周辺の人口密集地においては、昼夜人口の変動が大きいという点を踏まえて、検討する。 c) 農山漁村・離島等の集落においては、そのエネルギー消費量が相対的に小さいという点を踏まえて、検討する。

(5) 低炭素で災害に強い都市・地域づくりへ向けた中部圏の連携方策とりまとめ  
再生可能エネルギー等の活用のための取組は、既に一部の自治体等で先行的に行われているところではあるが、それらの主体やこうした取組の実現に至っていない県・市町村間の連携は必ずしも十分とはいえないところである。

このような状況や上記(2)、(3)及び(4)の調査結果を踏まえつつ、低炭素で災害に強い都市・地域づくりへ向け、県・市町村等で先行的に行われている再生可能エネルギー等の活用のための取組の連携方策について検討・取りまとめを行い、各主体の連携の強化に資するためのフォーラムを開催する。なお、フォーラムの講師（行政関係者以外は1名以上）に対する謝金及び旅費、フォーラムの開催に必要な資料の印刷費用、会場設営に必要な経費（300人規模の会場を想定）は受注者側で負担する。

(6) 報告書等の作成

受注者は、本業務で得た情報を「共仕」第1210条に準じて報告書を作成するとともに、(2)から(5)までの調査結果の要点について絵や図等を用いて見やすく、分かりやすくまとめた公表用資料(A3 1枚程度)を作成するものとする。

2. 共仕第1107条の照査技術者については、不要とする。

第4条 再委託

1. 契約書第7条に規定する「主たる部分」とは、共仕第1127条第1項に示すほか、以下のとおりとする。

(1) 第3条(4)(5)に係わる検討

## (2) 第3条(6) 報告書等の作成

2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1127条第2項に規定する部分の他、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力とする。

3. 共仕第1127条第4項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

- (1) 再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手が行う業務の範囲
- (2) 再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

## 第5条 資料の貸与

共仕第1112条に示す委託者の貸与する資料は下記のとおりとする。

なお、業務完了時及び調査職員から請求があった場合は、速やかに返却することとする。

- (1) 調査職員が必要と認めたもの

## 第6条 打合せ

共仕第1110条の2の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は中部地方整備局建政部計画管理課とする。また、打合せ回数は6回を予定している。

なお、原則として管理技術者が立ち会うこと。

- (1) 業務着手・業務計画作成時
- (2) 第3条(2)(3)に係わる調査の完了時
- (3) 第3条(4)に係わる検討時
- (4) 第3条(5)に係わる検討時
- (5) 報告書原案作成時
- (6) 成果品納入時
- (7) その他調査職員が必要と認めるとき

## 第7条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領（案）平成16年6月（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。なお、書面において署名または押印が必要な場合や、電子データ化が困難と判断される一部の検査証明書の取り扱いについては、調査職員と協議するものとす

る。

また、下記の項目について、業務着手時に調査職員と協議すること。

- (1) 電子納品の対象とする書類とファイル形式
- (2) 業務中の書類の取り扱い
- (3) 検査時の対応

#### 第8条 成果の提出及び提出先

##### 1. 提出成果品

共仕第1116条に示す成果品は、下記のとおりとする。

なお、要領で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

また、公印が必要な品質証明書等の書類の原本性の確認が必要となるものについては、検査時に検査官に提出できるよう整理するものとする。

- (1) 報告書（CD-R） 3部
- (2) その他調査職員が指示したもの 1式

##### 2. 成果品の提出先

成果品の提出先は、国土交通省中部地方整備局建政部計画管理課とする。

#### 第9条 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。